

学 位 論 文 題 名

オホーツク沿岸におけるホタテガイ漁業の  
漁業管理について

学位論文内容の要旨

この論文では、近年著しい成長を遂げた北海道オホーツク沿岸地帯におけるホタテガイ漁業の発展が、戦前、戦後の過程において、同地帯に蓄積されてきたホタテガイの資源培養型漁業技術と漁業の共同化を基礎とした漁業管理によって実現したことに着目し、同地帯のホタテガイ漁業における漁業管理の成立過程とその現状を述べ、現在のオホーツク沿岸のホタテガイ漁業について、二三の課題を提起しようとした。

① 序章では、漁業管理は、資源とそれを利用する人間の関係、並びに資源の利用をめぐる人と人の関係の両面から成り立つ概念であるとして、資源培養型漁業のホタテガイ漁業の漁業管理の内容を次のように整理する。すなわち、第一は、種苗管理と漁場造成管理を内容とする資源の積極的増大を図る増殖的資源管理、第二は、漁業権行使と操業時の調整を図る漁場利用管理、第三は、管理主体としての共同企業体の経営管理である。

② 第一章では、戦前におけるホタテガイ漁業の発展過程を考察し、近年のホタテガイ漁業における資源培養技術や漁業の共同化が、戦前における漁協の漁業管理のなかで試みられたものであることを明らかにしている。オホーツク沿岸のホタテガイ漁業は、明治期以来石川県小樽などの入稼漁船により続けられてきたが、昭和期に入り、地元漁協ではホタテガイ漁業を専用漁業権に組み入れることによって組合の直接管理下におき、小樽海産商による仕込金融支配の排除と昭和恐慌期におけ経済的困難に対処するため、組合員の共同意識を高めホタテ貝柱の共販運動を展開した。この中で漁業過程の共同化や稚貝採取、放流などの増殖事業が行われるようになった。

③ 第2章では、戦後におけるホタテガイ漁業の発展過程を次の3期に区分し、各期の特徴と資源培養型漁業ホタテガイ漁業の形成過程について述べている。

第一期は、昭和40年までの期間で、専ら天然資源を対象にしていた時期である。第二期は、50年までの期間で、40年代末に開発された養殖技術が、青森県の陸奥湾から北海道の噴火湾、サ

ロマ湖に普及し、養殖生産が全面的に展開した時期である。第三期は、51年以後現在に至る期間で、養殖生産の発展によって可能になった稚貝の大量供給と4輪採制に基づく漁場利用方式によって、資源培養型ホタテガイ漁業がオホーツク海沿岸地帯に展開した時期であり、生産量が飛躍的に増大した。

第三期の資源培養型ホタテガイ漁業の技術体系は、次の4分野から成り立つ。1) 種苗生産技術(大型健苗の大量生産)、2) 漁場造成技術(害敵(ヒトデ)駆除)、3) 種苗放流技術、および4) 採捕技術(4輪採制による漁場利用)などである。これらはオホーツク沿岸各地で戦前から行われ、かつ継承されてきた技術を基礎とするもので、資源培養型ホタテガイ漁業の事業主体となる共同企業体は、紋別漁協や常呂漁協などで、漁獲規制の実施過程で進めてきた共同経営の経験によっている。猿払漁協では、先の栽培漁業技術とこれら共同化の経験に学び、技術的にはヒトデ駆除と稚貝の大量放流、4輪採制を採用し、経営的には共同企業体方式を取り入れ、資源培養型ホタテガイ漁業の企業化に成功した。

④ 第3章においては、現在ホタテガイ漁業を営む猿払村、紋別、常呂漁協などの事例を紹介し、各漁協の漁業管理の特徴を明らかにしている。

まず、現在のホタテガイ漁業の漁業管理において主導的役割を果たした猿払漁協では、事業開始当初から、共同企業体を組織して、構成員全員の共同責任の下に、統一的漁場の利用・管理と漁獲物の加工販売に当たり、構成員には、漁協や共同企業体の事業に対する貢献度に応じた点数制に基づき利益配当を実施している。

紋別漁協は、ホタテガイ漁業の共同化においては先駆的経験をもち、昭和41年、資源保護と生産性の向上を図る目的で、動力船の導入と同時に46隻の漁船を10隻に減じ、着業者全員を各船毎の共同経営に参加させ、段階的に統合して単一の共同企業体を組織した。

常呂漁協は、サロマ湖内に漁場をもち、戦前より種苗生産の実績をもち、紋別漁協と同様に段階的に共同化を進めてきた。単一の共同企業体設立後は構成員に湖内における稚貝生産を義務付けている。

この他の事例として、宗谷漁協の事例があるが、漁業管理には直接漁協が当たり、漁船毎に共同経営を組織して漁獲ノルマを与え、構成員には漁業従事と漁獲ノルマの達成を義務付けている点に特徴がある。また、関係する漁協が単一の管理機構(管理委員会)をつくり漁業管理に当たる例として、根室湾5単協の共有漁業権に基づく共同管理の事例がある。従来この海域の操業は、5単協の共同管理の下に許容量の範囲内で組合別実施してきた。しかし多数の漁船が操業した結果濫獲状態に陥り、全面禁漁を余儀なくされた。新たな共同管理においては、管理委員会が事

業全般を統括し、大きな成果をあげている。

⑤ 終章においては、現在のオホーツク沿岸地帯における資源培養型ホタテガイ漁業の漁業管理について検討を加え、今後の課題を提起した。

現在のホタテガイ漁業における共同企業体を主体とする統一的な漁業管理は、資源の積極的増大と経営の安定化、さらには漁業所得の大幅な向上を実現したという点で、資源管理型漁業の成功例として評価することができよう。

しかし、共同企業体への参加資格を特定の組合員に限定し、新規の加入を抑制していることについて、組合加入の自由と漁業権の平等行使を保障する現行法制度に矛盾するという指摘がある。だが、現在のホタテガイ漁業においては、ヒトデ駆除、稚貝の大量放流など、多額の投資と労働投下によって、人為的に再生産される資源を対象にしているのであって、この点で、資源の再生産に直接たずさわる者の資源に対する帰属関係を法的にも見直す必要がある。

また上述のことに関連して、構成員の事業参加と利益配当について、加入制限を設けて、高額の配当金を受けることは、構成員が、「地代に寄生する特権階級」とされるのではないかとする懸念が表明されている。組合内部の所得の均衡を図る上で、先の加入制限問題ともに考慮すべき問題である。

この他には漁場の環境収容力の問題がある。近年生産の拡大に応じて、ホタテガイの小型軽量化と天然貝の異常発生が恒常的にみられるようになり、漁場の利用サイクルに混乱が生じている。これは、環境収容量を上回る密植の影響ともみられ、従来の増産志向の生産体制の見直しが求められよう。

さらにホタテガイの貝毒問題があるが、出荷規制により水揚げが一時的に集中する結果、産地の価格形成や計画的出荷が著しく阻害されている。食品としての安全性についてはいうまでもないが、貝毒問題に対する対応は、今後のホタテガイ漁業にとって最も重要な課題である。

## 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 鈴 木 旭  
副 査 教 授 中 尾 繁  
副 査 助 教 授 増 田 洋

この論文は、近年、北海道オホーツク沿岸地帯において飛躍的成長を遂げたホタテガイ漁業における漁業管理の成立過程と現状を考察し、現在の資源培養型ホタテガイ漁業の特徴と今後のホタテガイ漁業の漁業管理の課題について論じている。本論文は5章からなり、別に参考論文14編が添えられている。

論文では、① はじめに漁業管理の意義について従来の諸説を検討し、ここでとりあげた資源培養型漁業の漁業管理は、放流用の種苗生産や漁場造成を内容とする増殖的資源管理と漁場の適正利用を図るための漁場管理、及び漁場を利用する経営主体の経営管理の三分野から成り立つ概念であること、漁業管理の目的は、資源の維持保全、及び漁場の利用調整に止どまらず、漁業者の所得の向上、ないしは漁業経営の安定をも実現するものでなければならないことを述べている。

② 第1章では、明治期以降のオホーツク沿岸におけるホタテガイ漁業の発展過程を考察し、現在同地帯のホタテガイ漁業で行われている種苗放流と外敵駆除及び輪採制は、第2次大戦前に試みられていた増養殖技術を継承したものであり、漁場の利用と経営の主体としての共同企業体は、昭和恐慌以後に進められた漁協への漁業権の集中、海産商の仕込金融支配の排除を目的にした漁協の共販運動を契機に組織された共同操業が基礎になっていることを明らかにしている。

③ 第2章では、戦後のホタテガイ漁業の発展過程を3期に分け、資源培養型ホタテガイ漁業の形成過程を明らかにしている。すなわち、第1期は、昭和40年までの期間で、専ら天然資源に依存した時期。第2期は、50年までの期間で、この間に開発された養殖技術が、全国的に普及して養殖生産が全面的に展開し、第3期となる51年以降、養殖生産の発展により可能になった稚貝の大量供給と4輪採制の導入によって資源培養型ホタテガイ漁業が軌道に乗り、飛躍的生産拡大を遂げたことが述べられている。

④ 第3章は、現在ホタテガイ漁業を営む猿払村、紋別、常呂漁協などの事例を紹介し、漁業管理の主体になる共同企業体の組織、運営について検討し、共同企業体の特徴と事業の成果についての評価をあたえている。各地区の共同企業体は、いずれも法人格をもたない任意法人であり、構成員全員の平等参加の下に運営されていることに特徴があること、これは、ホタテガイ漁業が、

制度的には、漁協の管理漁業権（共同漁業権）に属し、漁業権行使者は、一定の資格要件を充たす組合員に限られ、かつ漁業権の平等行使が制度的に保障されていることによるもので、これら企業体の構成員は、等しく事業資金、あるいは稚貝の抛出、労力提供などの義務を負うが、同時に、企業体の事業運営に参画（事業計画の決定、役員選挙など）し、共同事業による利益の配当を受ける権利をもつことなどが述べられている。

企業体の事業については、外敵駆除、稚貝放流、漁獲などの海上作業を主とするが、漁獲物の加工、製品の販売を漁協が担当することによって、資源、漁場運営、販売に至る管理を一貫した共同管理が可能になったこと、その結果資源と漁場の有効利用が図られ、漁業所得の大幅な増加が実現したことを指摘して、オホーツク沿岸のホタテガイ漁業の漁業管理を、資源培養型漁業の成功事例として評価している。

⑤ 最後に、現在のオホーツク沿岸地帯のホタテガイ漁業の漁業管理に検討を加え、今後の課題を提起している。まず、共同企業体の構成員の資格が特定組合員に限定されていることが、組合加入の自由と漁業権の平等行使を保障する現行法制度に矛盾するという問題について、現在のホタテガイ漁業は、外敵駆除、稚貝の大量放流など多額の投資と労働投下によって人為的に再生産される資源を対象にしており、この点で、資源の保存と再生産に直接たずさわる構成員の資源に対する帰属関係を法的に明確にすること、また、構成員の事業参加と高額配当について、構成員以外の組合員との就業機会と所得の均衡を図るための調整が必要であること、資源管理の面では、環境収容力を上回る密殖化傾向の防止対策や貝毒に対する食品としての安全対策を講ずることなどを重要、課題としてあげている。

以上、本論文は、近年北海道の沿岸漁業において最も重要な地位をしめるホタテガイ漁業における漁業管理の特質を解明しようとしたものだが、同漁業に内在する検討課題を提起するとともに、現在我が国の漁業政策において重要課題とされている資源管理型漁業問題に対して貴重な知見を提供したことがみとめられる。

よって審査員一同は、先の学力認定試験の結果とともに、申請者が博士（水産学）の学位を受ける資格を有するものと認定した。